

日 時：平成23年11月28日（月）
午前10時～
場 所：コミュニティプラザひまわり
会議室1

第3回 清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会次第

1. 事務局より報告事項
 2. 議 題
 - (1) 関係団体及び事業所アンケート調査実施結果報告
 - (2) 中間まとめ素案について
 - (3) 次回委員会について
 3. その他
- 次回委員会 12月21日午前10時

第3回 清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時：平成23年11月28日（月）午前10時00分～

場所：コミュニティプラザひまわり2階 会議室1

配布資料

【資料1】清瀬市第3期障害福祉計画（素案）

【資料2-1】清瀬市第3期障害福祉計画策定に基づく関係団体及び
事業所アンケート調査結果

【資料2-2】清瀬市第3期障害福祉計画策定に基づく関係団体及び
事業所アンケート調査結果（概要版）

1. 事務局より報告事項

配布資料確認他

2. 議題

（1）関係団体及び事業所アンケート調査結果報告

事務局：資料2-1・2-2に基づき説明

委員長：ご質問・ご意見はございますか。

委員：資料2-2の4ページ。清瀬療護園の欄の3つ目の2行目に、「生活訓練」とあるのだが、清瀬療護園は重度身体障害者の療護施設であり、生活訓練は知的障害者へのサービスだと思われる。書き間違いではなく、生活訓練で良いのだろうか。間違いはないのだろうか。

事務局：それについては、資料2-1の15ページをご覧頂きたいとおもいます。全て内容確認をしたわけではありませんが、基本的には、書かれていた内容をそのままです。

委員長：可能性としては、「生活訓練事業」という事業名ではなく、生活訓練の様な事もできるというサービス内容についての事が法律用語になってしまったというのは可能性としては考えられるのではないかと。生活の事業ではない。

委員：あくまで推測だが、今委員からご指摘を頂いた様に、法律的な事業現象というよりも、利用されている方の日中生活上の訓練的な事をするという意味合いで書かれたのではないだろうか。

委員：今の話に関連してくるのだが、アンケート調査で11の事業所が、今こういう事業をやっていると回答しているわけだが、今後市や都が指定するといったことは別の話だ。計画に向けて事業所が「こういうことをやります」等書いてあるのは決定ではない。あくまで事業所がこういうことをやりたいということを書いてある。

委員長：計画の中間まとめにも密接に関係してくるかと思われるので、次の説明をしてください。

（1）中間まとめ素案について

事務局：資料1を基に説明

委員：まず、計画の体系として、自立支援法の文脈で書かれているかと思われるが、基本法は障害関

連では重要なので、基本法の改正についても触れて頂きたい。

改定に向けてということだが、これはいいかと思われるが、障害者虐待防止法にからんで、ここで「権利擁護」を入れるべきでは。

近年の流れの所で、社会福祉法の改正で利用計画を進めるしくみとして成年後見制度があると思われる。これから地域で暮らす障害者の権利擁護は大事になってくるので、それは入れて頂きたい。

3 ページに、2011 年に障害者虐待防止法制定とあるが、その前に基本法の改正がある。是非入れて頂きたい。後、平成 24 年 4 月 1 日予定で児童福祉法の改正がある。これも、障害児という面ではとても大事なので入れて頂きたい。そこら辺は外せないのではないか。

委員：一人の障害者や家族が自分の問題として考えた時に、なかなか施策を自分のものとして考えられない気がしてしまう。施設入所から地域に戻ってくる施策、とても良いと思うが、現在家庭がその人達を受け入れる状態になっていない。グループホームがあるといって戻ってきたとしても、日中活動や医療機関の問題が出てくる。そういう部分を見ると、とても難しい事だと思われる。今回の東日本大震災でも何人か戻ってきたが、ご家族は大変だった。また、その人達を支援するグループホームのスタッフが非常に少ない。賃金も雇用条件も厳しい。夜勤パートも何人もお願いするのだが、雇用条件が厳しいので次々と辞めていく。そういう状況下で、なかなかケアの質が確保できない。ここでは数値目標という事だが、そういう具体的な所も含めて、なかなか難しい現状なのでは。特に最前線で当事者をケアする側の質の向上も、事業所任せではなくて、もっと研修・資格制度を実施して、施設入所とほぼ同じ様なケアの質を確保しなければ、ただ施設に戻しただけになってしまう。経営難で人件費を削減しなくてはならない事もわかっているが、その中で何とかしていかなければならない問題だと思う。

委員：第 3 期計画を策定するに当たって、アンケート、利用者に対する調査もやっていく。そこで、どういうニーズが出て、どういうものが必要か。第 3 期計画は特にそういう部分を重点的に考えて、数値目標を立てていき、利用者の生活ツールがより良いものになる様に努めていく等を、第 3 期計画の策定に当たっての最初の文面に出て良いのではないだろうか。市民に、清瀬市の障害福祉課は、地域福祉の向上に努めているという事を知ってもらうためでもあり、それによって地域の障害者の生活がどれだけ変わるかという事があると思う。1 ページから経緯等を書いて仕方がない。

委員：アンケートがどの様に活かされているかがわからない。例えば、8 ページに「第 3 期計画における重点課題」とあるが、恐らくアンケートが活かされているとは思われるが、この 4 つの課題は第 2 期の総括と今回のアンケート調査結果を踏まえた上でだと思われる。この課題は、アンケートと無関係ではない。この課題を解決するための目標設定をするとは思いますが、そこを明示するのが一番なのではないだろうか。

例えば、11 ページ一番下の就労移行支援事業利用者数の 2.9% という目標だが、先程のご説明を聞いていると、事業所の現状事業の積み上げでなされた「目標」というより、私には「予定」という様なニュアンスが強い聞こえ方だった。本来ここに書かれるべきものは「ニーズがどうであるか」という事であるので、「予定」を掲げられているのは私にとって気になる点であった。あくまで 1 回目の委員会で、今回はニーズをきちんとやっていくのが非常に大事なのではという委員長の話からすると、そこからはかけ離れてしまっているのではないだろうか。そして、もし現状と予測されるニーズに乖離があるとしたら、そこをどう埋めていくかが具体

的な解決策として今回論じるべきなのではないか。

委員：今目標の話が出たが、法人が施設をつくる際は、行政からのニーズや要求を相談していなかったのか。具体的に一例を申し上げると、私の施設で就労移行支援をやっているが、私の施設がやめたらどうするつもりだろうか。そういう問題が出てくると思う。全員が清瀬市の方の利用ではない。多分、半分もいないと思われる。今の積み上げ予定数とニーズから目標設定をどうするか。清瀬市には入所更生施設はなかったはず。こういうサービスを必要とされている分は清瀬市の責任であるのかどうかというのも含めて目標設定をすべきなのか。

委員：例えば、21 ページ。先程委員長からもお話があった通り、障害者虐待防止法等によって相談を充実させなければならない。この根拠となるアンケート調査だが、相談支援の充実と書かれているが、この中で施設の1か所増というのは、どの様な根拠で1か所なのだろうかという事なのだが。

事務局：基本的に、今の2か所は大きな法人で実施して頂いていますが、今後、サービス利用計画書を作成するに当たって、どの程度の施設であれば作成ができるかと考えた時に、なかなか小規模事業所だと難しいのではないだろうかと考えました。そうした中で、ある程度の規模の事業所となると、プラス1か所と考えたので、毎年1か所ずつの増加と設定しました。

委員：精神障害者は相談に行く事自体が大変。だが、わざわざ相談支援の場を増やすのはどうなのだろうか。

委員：必要があればどこからでも支援ができると思う。自立支援法になってから、非常にその点が変わったと思う。通所したいという希望も増えている。全部が全部周知されているわけではないので、その部分に対して、私たちも知らない障害者に関してはどうやって対応をすべきか。見当が付かないので、お話が出た際には、私の施設でも連携をとって情報交換をしている状況ではある。

委員：障害者の権利擁護の部分で、「相談支援事業に自立支援協議会の強化が求められる。」7ページの平成23年度の部会が1回だったのはなぜなのか。そして、平成22年度専門部会13回というのは、どのような部会が開催されたのだろうか。

事務局：まず、平成23年度が1回となっている点についてですが、今後今年度中に2回は開催予定です。その内の1回は本計画について議題にしたいと思っています。平成22年度の13回についてですが、福祉マップを作成していて、関係者の発案によって、地域にどの様な支援があるかというのを、障害者・健常者共に分かりやすい、ビジュアルに長けたものを作成していくという事で、その作業を割りとこまめに進めてきたので13回となっています。現在、最終校正を行っているので、来年早々に完成して、皆様方に配布する予定となっています。なお、自立支援協議会は3つの部会になっており、その中の社会支援部会においてこの話を進めています。

委員：例えば、研修プログラムの策定部会だとかを増やすという様なアイデアが、自立支援協議会の中で出てきて積極的に行い反映していくこともあって良いと思う。

委員：市を援護するつもりはないが、相談支援事業所が平成24年度に1か所増えるということで、ご承知だと思われるが、東京都は相談支援事業自体が全国的にスタートが遅い。色々なサービスの充実があったのと、精神障害者への相談支援事業に問題がたくさんある等、ネックがあった。清瀬市の場合は自立支援協議会が本格的にスタートして3年程経ち、その時点で相談支援事業所はそんなに機能していなかった。この時点で、相談支援事業所も非常にニーズを増やしている。相談支援事業者はよく動いている。その中で、今回の計画の策定で挙げられているの

で、どういう事業者がこれからどうやっていくか。発達支援の事業所も必要であるし、18歳以下の方に関しては、包括支援はいかない。18歳以上になったらどうするかが問題になる。そういう点で、どういう所が事業所になっていくのが今後の課題としてあると思う。自立支援協議会についても、こういう部会をつくった方がいいのではないかと作られたかと思われるが、研修部会についても今後話が出てくるのではと思いつつ、委員の話聞いていた。

委員：身体障害者の介助をしているが、確かに高齢者が多くなってきた。私たちの協会は現在85名の会員がいるが活動への参加は少ない。身体障害者にも様々な人がいて、無理ができない人にはお願いができないので、一人が兼任したり、何年も続けていたりする状態である。今のところ市の方からもイベント利用で施設を無料で貸して頂いている。

委員：P24について、P25にて第2期の実績と第3期の見込みについて掲載されているが、情報・意思疎通支援用具の見込み件数が全く増えていないのだが、これはどういう事だろうか。

事務局：これについては、毎年右肩上がりというわけではなく、故障して使えなくなったりするので、5年を一つの目安として使用して頂く事になっているためです。

委員：5年という期間が実際、障害者にとってはネックとなっている。一度支援用具の給付を受けると、5年間は受けられない。途中で新しい用具やシステムが導入されて使いたくても申請ができない。そうすると、実際のニーズと給付が一致していない。

委員：難聴の方でも身体障害者手帳の対象にならない方も多くいる。そういう方にも補聴器購入の補助を出している所がある。そういう部分も地域生活支援事業の中の情報・意思疎通支援用具で実施して頂けると助かる。

委員：相談のしやすさについては改善されてきているところもあるようだが、それでもできない様な方がもしかしたらいるのかもしれない。そこに光を当てていくのが重要だと思われる。福祉予算を占める割合がどれ位伸びているのか。とにかく、ニーズでやりたいことはやりたいと机上では言えるのだが、そのための金はどうするのか。今検討しているのは3年後の状況だが、そのサービスの伸び率は凄い。伸び率を見ていけば、ある程度の見当もつくだろう。そのあたりも見込まれているのか。考えがあればお知らせいただきたい。

委員長：補助金等は裁量の幅が小さい。また、市の予算が小さくなり、かけられる金額が小さくなることも予測される。

委員：お金があれば人をつける事ができる。その人達の質の問題があるが、そのノウハウも必要である。お金とその部分をどの程度やっていくかが、今後の課題だろう。

委員長：お金がなければ何もできないという事ではなくて、方向的に進めていく事が問題である。人と人との交流を深めることで、問題を早期に発見できたり、現在のサービスを利用しない人は家に引き籠っていたりする。そのようなサービスの枠から外れてしまっている人についてどうするか考えていくべきだろう。

事務局：市の一般財源は数年来伸びを示してはおりませんが、対して障害福祉に関する予算は単純計算で一年に2～3億円増加しています。障害分野では先進国の中でも障害福祉に関する予算は日本では非常に少ないと言われている中で、我々としてもその部分をどうカバーしていくのが大きな課題となっておりますが、市全体の予算を考えた中で、これが今後どれだけ広げられるか、広げるという事はそれだけ他の予算が少なくなるという意味を示しているため、この辺の兼ね合いを考えていく必要があります。

委員：相談支援事業について。障害児の家庭や障害者の家庭を見てみると、夕刻から夜に一番トラブ

ルが発生しやすい。相談をしたくても、時間的に公的な機関はなかなか相談ができない。知り合いや事業所等に電話を試みたりしている。包括支援センターも児童相談所もなかなかそういう時間帯は難しく、一番虐待が起こりやすい時間帯でもある。実際困っていてSOSをどこに出したらいいかわからない方のために、何らかの連携の中や電話サービス等の形で相談支援事業をできたら良いなと思っている。予算を使わなくても、工夫の中でできるかと思う。ご検討頂ければありがたい。

(3) 次回委員会について

12月22日(水) 10:00～ 開催

以上。